

塩竈市事後審査型制限付き一般競争入札公告

告示第 19 号

制限付き一般競争入札を執行するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定により、次のとおり公告する。

令和8年1月15日

塩竈市長 佐藤 光樹

1. 制限付き一般競争入札に付す事項

- | | |
|------------|----------------------------|
| (1) 業務名 | 令和8～10年度 生活ごみ・市民清掃収集運搬業務委託 |
| (2) 委託場所 | 仕様書のとおり |
| (3) 履行期間 | 令和8年4月1日から令和11年3月31日まで |
| (4) 入札担当課 | 総務部管財契約課 |
| (5) 委託担当課 | 市民生活部環境課 |
| (6) 業務概要 | 仕様書のとおり |
| (7) 支払条件 | 月末締め翌月払い |
| (8) 入札方式 | 事後審査型制限付き一般競争入札を適用 |
| (9) 入札保証金 | 免除 |
| (10) 契約保証金 | 契約金額の10分の1以上とする。 |

2. 入札参加資格

共同企業体又は単体企業であること。ただし、この入札に参加する同一の企業は、共同企業体又は単体企業のいずれかの形態をもって同時に参加することはできない。

（1）共同企業体の資格（下記②～⑨の基準日は公告日時点）

- ① 2者以上により自主結成された共同企業体であること。
- ② 代表者及び構成員は、本市から指名停止を受けている期間中でないこと。
- ③ 代表者及び構成員は、地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- ④ 代表者及び構成員は、会社更生法等により更生手続き開始の申立てがなされている者でないこと。
- ⑤ 代表者及び構成員は、民事再生法等により再生手続き開始の申立てがなされている者でないこと。
- ⑥ 代表者及び構成員は、入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。
- ⑦ 代表者及び構成員は、塩竈市入札契約暴力団等排除措置要綱各号に規定する要件に該当しない者。
- ⑧ 代表者及び構成員は、本市の令和7・8年度競争入札参加資格承認簿に登録があり、営業所等を宮城県内に有していること。
- ⑨ 代表者及び構成員は、本市の入札参加資格承認簿の物品・役務部門の「廃棄物」において登録があること。

（2）単体企業の資格（基準日は公告日時点）

- ① 本市から指名停止を受けている期間中でないこと。
- ② 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- ③ 会社更生法等により更生手続き開始の申立てがなされている者でないこと。

- ④ 民事再生法等により再生手続き開始の申立てがなされている者でないこと。
- ⑤ 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。
- ⑥ 塩竈市入札契約暴力団等排除措置要綱各号に規定する要件に該当しない者。
- ⑦ 代表者及び構成員は、本市の令和7・8年度競争入札参加資格承認簿に登録があり、営業所等を宮城県内に有していること。
- ⑧ 本市の入札参加資格承認簿の物品・役務部門の「廃棄物」において登録があること。

3. 入札参加に必要な書類等配付期間及び場所

入札参加申請書類の配付等

- ① 令和8年1月15日から令和8年1月29日まで（土曜、日曜、祝日を除く）
- ② 配布方法　　塩竈市公式ホームページ上からダウンロードにより入手すること。

ホームページアドレス　　<https://www.city.shiogama.miagi.jp/>

4. 契約規則等を示す場所

- 9. (2) で示す場所において閲覧できる。

5. 入札参加申請

- (1) 入札参加を希望する者は次に掲げる書類を提出すること。（郵送等は認めない）

なお入札参加資格の有無については、入札実施後審査する。

- ① 一般競争入札参加申請書
- ② 共同企業体結成申請書
- ③ 共同企業体協定書（写し）
- ④ 共同企業体編成表
- ⑤ 委任状

※上記①～⑤の書類を袋とじで提出すること。

※単体企業として入札参加する場合は①の書類のみを提出することとし、共同企業体として入札参加する場合は①～⑤の書類を袋とじで提出すること。

※入札参加申請時に交付する一般競争入札参加申請受理書を入札当日持参すること。

※なお、一般競争入札参加受理書を入札当日持参しない場合は失格とする。

(2) 提出期間及び提出場所

提出期間　令和8年1月15日から令和8年1月29日まで（土曜、日曜、祝日を除く）

午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く）

提出場所　塩竈市総務部管財契約課契約係（本庁舎2階）

6. 入札参加資格の審査及び落札者の決定

- (1) 入札参加資格の審査は、塩竈市建設工事制限付き一般競争入札実施要綱第6条の規定により審査する。

- (2) 予定価格以下の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札候補者とする。

- (3) 落札候補者となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、くじ引きにより落札候補者を決定する。

- (4) 開札後、提出された書類等により入札参加資格を満たしていることを確認した後に落札決定を行う。

- (5) 落札者を決定したときは、直ちに当該落札候補者に落札決定した旨を通知する。

(6) 落札候補者が入札参加資格を満たしていないと認めたときは、当該落札候補者に対してその旨を通知する。

7. 入札公告の要件に該当しなくなった場合の取り扱い

開札日から落札決定までの間に、次に掲げるいずれかの事由に該当することとなったときは、当該入札を無効とする。また、落札決定後契約締結までの間に次に掲げるいずれかの事由に該当することとなったときは、当該落札決定を取り消し、契約締結を行わない。

- (1) 2. の各号のいずれかに該当しないこととなったとき。
- (2) 提出書類に虚偽の事項を記載したことが明らかになったとき。

8. 入札参加資格を満たしていないと認めた者に対する理由の説明

- (1) 入札参加資格を満たしていないと認められた者は、その旨の通知を受けた日の翌日から起算して7日（土曜日及び日曜日を除く。）以内に、市長に対して書面により当該理由について説明を求めることができる。
- (2) 市長は、(1) の求めがあったときは、書面を受け取った日の翌日から起算して7日（土曜日及び日曜日を除く。）以内に書面により回答するものとする。

9. 仕様書等の閲覧

- (1) 閲覧期間
令和8年1月15日から令和8年1月29日まで（土曜、日曜、祝日を除く）

- (2) 閲覧場所
塩竈市ホームページ <https://www.city.shiogama.miyagi.jp/>

- (3) 仕様書に関する質問
仕様書に関する質問がある場合は、塩竈市総務部管財契約課契約係まで持参又はFAXすること。
※FAXにて質問する場合にはFAXを送信した旨の電話連絡を必ず行うこと。

- (4) 質問の受付期間
令和8年1月15日から令和8年1月22日まで（土曜、日曜、祝日を除く）
午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く）

- (5) 回答書の閲覧期間
令和8年1月27日から令和8年1月29日まで（土曜、日曜、祝日を除く）
※回答書は、9.(2)で示す閲覧場所で閲覧に供する。

10. 入札執行の日時場所

令和8年1月30日 午前9時30分
塩竈市旭町1番1号 塩竈市役所 4階入札室

11. 入札の方法

- (1) 郵送や電送による入札は認めない。
- (2) 契約にあたっては、入札書に記載の金額に10%を加算した金額をもって契約するので、入札書に記載する金額は、契約希望額の110分の100に相当する金額とする。
- (3) 入札回数は3回以内とする。
- (4) その他入札にあたっては、申請受理書に示す入札心得を遵守すること。

1 2. 入札金額内訳書の提出

- (1) 入札書に記載されている入札金額に対応した内訳がわかる書類の提出を求める。(入札執行時に提出できない場合は失格とする。)
- (2) 書類の様式は自由であるが、記載内容は最低限、数量、単価および金額等を明らかにすること。

1 3. 最低制限価格 設定しない。

1 4. 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は無効とする。

- ① 入札日時点で入札参加資格のない者が行った入札
- ② 入札者の記名押印の無い入札
- ③ 金額、その他重要事項の記載が不明確な入札
- ④ 7. (1) に該当する者が行った入札
- ⑤ 1 1. (4) で示す入札心得を遵守しない入札

1 5. その他

- (1) この制限付き一般競争入札については、塩竈市建設工事制限付き一般競争入札実施要綱（平成 10 年 3 月 20 日塩竈市告示第 14 号）を準用する。

1 6. 記載内容問い合わせ

塩竈市旭町 1 番 1 号

塩竈市総務部管財契約課契約係（本庁舎 2 階）

TEL : 022-355-5781

FAX : 022-364-5304